

**建設局総務部職員課長代理、職員課担当係長、  
建設局支部支部長代行、副支部長、書記長との事務折衝**

令和7年4月17日

建設局職員にかかる勤務労働条件について事務折衝（議事録）

（局）

令和7年3月31日付で万博推進局から建設局に協力要請があったものである。

要請内容としては、万博開催期間中は、万博関連交通と通勤や物流等にかかる一般納通が輻輳するため、適切な対策を講じ、円滑な来場者輸送と都市活動の両立をめざすことから、「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」を設置し、企業や団体、府民市民に対し、一般交通の抑制、分散、平準化を働きかける、「働きかけTDM」に取り組むというものであった。

TDM取組の基本的な考え方は、万博交通の集中が予測される OsakaMetro 中央線、御堂筋線における午前中のピーク時間帯（8時台～10時台）の混雑緩和をめざしているところである。

令和6年12月23日に公表された「万博会期中の府市及び博覧会協会のTDM取組方針」において、大阪府・大阪市にあたっては積極的にTDMに取り組んでいくものとされていることから、建設局においてもATCに勤務されている職員の柔軟な対応をめざし、既存の時差勤務・フレックスタイム制、テレワークなどの制度のほかに勤務時間の割振り変更によりTDM取組み推進に寄与していきたいと考えているところである。

このことから、職員の従事当日の勤務時間を9時～17時30分から、早出勤務について、「8時～16時30分」、休憩時間「12時15分～13時」、遅出勤務について「12時～20時30分」、休憩時間「15時15分～16時」に、短時間勤務職員について、9時～17時15分から、早出勤務について、「8時～16時15分」、休憩時間「12時15分～13時」、遅出勤務について「12時～20時15分」、休憩時間「15時15分～16時」に変更していきたい。

なお、今回の勤務時間の割振り変更についての対象は、ATCに勤務する職員で万博開催期間中のみの対応と考えている。

（支部）

さきほど勤務時間の割振り変更について、提案があったが、いくつか局の考え方を確認したいため、書記長より質す。

当該制度を活用する場合、勤務時間が大きく変更となることで、業務に支障が生じることが懸念されるため、業務に支障が生じない範囲で活用するよう各管理監督者に対して周知されたい。

遅出勤務について休憩時間が「15時15分～16時」と他の職員と異なる時間となることについて、休憩が取得しにくい環境になることが懸念されるが、どのように考えているのか。

(局)

業務に支障が生じない範囲で勤務時間の割り振りを行うよう周知していく。また、休憩時間が取得しにくい環境にはならないよう、勤怠申請手続き及び制度内容についても合わせて周知していく。

(支部)

回答内容については、遵守されることを前提として、今回の勤務時間の割振り変更については、基本的に了承する。

引き続き、業務に支障がでないよう、管理職のマネジメントとして管理し、組合員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、時期を逸することなく協議を行うことを要請する。

(局)

職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、適宜、協議を行っていきたい。